

高萩市公共施設等管理計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務名

高萩市公共施設等管理計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、令和元年度に策定した「高萩市公共施設等管理計画 改訂版」及び「高萩市公共施設個別施設計画」について、公共施設等に係る基本情報を更新するとともに、財政と連動した優先順位をつけの見直しや、コストの平準化、モデル検討を行い、「高萩市公共施設等管理計画 改訂版（以下、「管理計画」という。）」及び「高萩市公共施設個別施設計画（以下、「個別計画」という。）」を改訂することを目的とします。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

4 対象施設

(1) 管理計画

本市が所有する全ての公共施設（建築物であるもの。）及びインフラ施設のほか、本市で維持管理・更新等の財政負担を負う施設を含む（以下、「公共施設等」とする。）。

(2) 個別計画

現行の個別計画に掲載する施設を基本とする。

5 委託業務の概要

(1) 準備・資料収集整理

本業務の実施にあたり、業務の目的や背景を十分に把握したうえで、合理的かつ効率的な作業を推進するために、現計画である管理計画及び個別計画や、本業務に関連する上位計画や国の指針（総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について（令和5年10月10日改訂）」（以下、「指針」という。）等）等の情報収集を行う。

また、本市の特性を踏まえた計画策定を行うため、本市の人口の推移や将来予測、本市の財政状況等についても整理を行う。

(2) 改訂箇所の整理

現計画の管理計画や個別計画の改訂箇所の抽出や改訂作業において課題となる事項の整理（本市の管理計画策定の考え方や対象施設の範囲の整理を含む）を行い、改

訂の考え方について市へ提案し、協議のうえ改訂作業を行う。

(3) 公共施設等の現況と課題の把握

管理計画及び個別計画策定以降の取組状況や各種統計資料、固定資産台帳情報等の整理、また、公共施設の仕様、性能、バリアフリー等保有機能の整理により、公共施設等の現況と課題の把握を行う。

(4) 劣化状況の把握

建築物に関しては、管理計画及び個別計画策定以降の構造躯体及び躯体以外に係る劣化状況の変化を把握し、管理計画及び個別計画の見直しや今後の更新費用の試算を行うために、建築物の劣化状況の調査を実施する。

なお、劣化状況の調査にあたっては、合理的かつ効率的な手法について市へ提案し、協議のうえ調査方法を決定する。

インフラ施設に関しては、定期点検報告書等を参照し、健全度を把握する。

(5) コストの把握

本市の過去の普通建設事業費から財政制約ラインの再整理を行う。また、施設の保有量や劣化状況等から今後見込まれる更新費用の試算を行う。

なお、財政制約ラインや更新費用の試算にあたっては、建築物及びインフラ施設別に算出する。

また、更新費用の試算にあたっては、発注者が試算結果を更新できるよう使用データや算出手順の記録を残すこと。

(6) 整備に係る基本方針や優先順位付け

5 (1) ~ (5) を踏まえ、整備に係る基本方針の見直しを検討する。また、庁内横断的な視点かつ本市の財政計画を考慮して、施設別に更新や集約化・複合化等についての方向性を検討するとともに、その実施にあたっての優先順位付けを行う。

(7) 再編モデルの検討

5 (6) において、集約化・複合化等再編の方向性を検討するにあたっては、段階的な再編について、整備プランやスケジュールを検討し、モデルプランの検証を行う。

(8) 管理計画改訂業務

4 (1) 及び5 (1) ~ (7) を踏まえて、管理計画の改訂業務を行う。

なお、管理計画に掲載する具体的な項目は、指針において「記載すること」とされている事項を前提とし、市と協議のうえ、決定する。

(9) 個別計画改訂業務

4(2)及び5(1)～(7)を踏まえて、個別計画の改訂業務を行う。なお、個別計画のうち、インフラ施設については、各所管課が策定している各種長寿命化計画等を個別計画として位置づける。

(10) 運営支援

市は、市の附属機関である高萩市公共施設管理計画策定委員会を年4回(ただし、業務遂行上差支えないと判断した場合には、開催回数を減らす場合もある)開催するため、受注者は、開催に必要となる資料を作成するとともに、会議に出席し、議事録を作成するものとする。

また、パブリックコメントの実施に関わる支援を行うものとする。

7 成果品

本業務の納品すべき成果品は、以下のとおりとする。

なお、電子データについては、ワード、エクセル、パワーポイント等既存汎用ソフトで取扱い可能な形式とすること。

- (1) 高萩市公共施設等総合管理計画改訂版・高萩市公共施設個別施設計画 計画書
100部(管理計画と個別計画を二部構成として、一つに製本することとする。)
- (2) 上記のデータのほか、本業務に関連して作成した書類・電子データ一式
CD-R等により納品

8 支払方法

業務完了後一括支払い

9 留意事項

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及びその関連法令を遵守し、業務上知り得た個人情報用の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。
- (2) 受託者は、9(1)以外であっても、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次企画財政課と連絡調整を行うものとする。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (5) 成果物及び業務上必要な書類は、カラーで作成するとともに、濃淡を調整し、白黒で複写した際にもわかりやすい表現とする。
- (6) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (7) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する書類等については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (8) 指針に沿った内容とすること。また、管理計画及び個別計画に係る事項について、今後新たな方針が国から示される等状況が変化した場合には、市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

10 その他の事項

この仕様書に定めのない事項並びに、疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。